第六十八条第一項中「同条第五項の規定の適用がある」を「修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない」に、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第二項中「又は同条第五項若しくは第六項」を「若しくは同条第七項」に改め、「ある場合」の下に「又は納税申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第三項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前三項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は納税の告知（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七十三条第一項第二号中「又は第二項（申告納税方式による国税の」を「、第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）に、「規定によるもの」を「重加算税」に改め、同項第四号中「繰上差押」を「差押えの要件」に改める。

第七十四条の二第一項第三号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　消費税法第五十七条の五第一号若しくは第二号（適格請求書類似書類等の交付の禁止）に掲げる書類を他の者に交付したと認められる者又は同条第三号に掲げる電磁的記録を他の者に提供したと認められる者

第七十四条の二第三項中「第一項第三号ロ」を「第一項第三号ハ」に改める。

第八十五条第一項中「関する処分（」を「関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。）又は」に改め、「第六十八条第三項」の下に「又は第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）」を加え、「規定による重加算税」を「重加算税」に、「及び第二号に係るものを除く。）及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。」を「若しくは第二号に係るもの（」に、「同じ」を「単に「処分」という」に改める。

第百十三条の二第一項中「第百二十四条第三項」を「第百二十四条第三項第一号」に、「にあつて」を「にあつて」に改める。

第百二十四条第一項中「の書類」の下に「（以下この条において「税務書類」という。）」を加え、「当該書類」を「当該税務書類」に改め、「その氏名及び住所又は居所」の下に「とし、税務書類のうち個人番号の記載を要しない書類（納税申告書及び調書を除く。）として財務省令で定める書類については、当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所とする。」を加え、同条第二項中「前項に規定する書類」を「税務書類」に、「掲げる者」を「定める者」に改め、同項各号中「当該書類」を「当該税務書類」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　番号　個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。

二　個人番号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。

（国税徴収法の一部改正）

第七条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第六号中「保全差押の金額の通知」を「保全差押え」に、「繰上保全差押」を「繰上請求」に改め、同項第七号中「次号及び第九号」を「この項」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第九条の二」を「第九条の三」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人（以下この号において「分割法人」という。）に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の国税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の国税通則法第九条の二（法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務）に規定する連帯して納付する義務に係る国税（当該判決が確定した日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）　当該判決が確定した日

第三十六条中「、次条及び第三十八条（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）」を「及び次条」に改める。

第三十八条中「その親族」を「生計を一にする親族」に、「同族会社（」を「被支配会社（当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する会社をいい、」に改め、「（以下「親族その他の特殊関係者」という。）」及び「同一とみられる場所において」を削り、「（取得財産を含む。）を限度として」を「の価額の限度において」に改める。

第三十九条中「の特殊関係者」を「滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの（第五十八条第一項（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第百四十二条第二項第二号（捜索の権限及び方法）において「親族その他の特殊関係者」という。）」に改める。

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正）

第八条　外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第二条―第四十三条）

第三章　国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第四十四条―第四十六条）

附則

第一章　総則

第三条中「法律」を「章の規定」に改め、同条を第四十六条とする。

第二条中「以下」を「以下この条において」に改め、「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、同条を第四十五条とする。

第一条中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、「居住者（以下」を「居住者（次条において」に改め、「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「内国法人（以下」を「内国法人（次条において」に改め、「事業（以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「。以下」を「。次条において」に改め、同条を第四十四条とし、同条の前に次の一条、一章及び章名を加える。

（趣旨）

第一条　この法律は、外国との相互主義に基づき、当該外国との間の二重課税を排除する等のため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税関係法律及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例等を定めるものとする。